

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市住吉区殿辻2丁目7番1号吉田マンション2階12号  
幸和こと平本 幸満
- 2 債 権 の 内 容 債務者が本市の承認を得て撤去した本市の街路樹の復旧に要する費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金182,420円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者が本市の承認を得て撤去した本市の街路樹の復旧に要する費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。